

# 個別の教育支援計画 を 作成・活用しましょう！

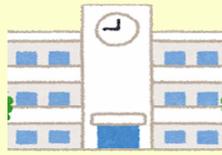


## 個別の教育支援計画とは…

乳幼児期から学校卒業までの長期的な視点に立って、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携して、特別な支援を必要とする子ども一人一人のニーズに対応した支援を効果的に実施するための計画を、「個別の支援計画」といいます。

学校や教育機関が中心となって作成する期間の「個別の支援計画」を  
**「個別の教育支援計画」と呼びます。**

(平成30年8月の学校教育法施行規則の一部改正により、特別支援学校および特別支援学級の在籍児童生徒及び通級による指導を実施する児童生徒に対しては、個別の教育支援計画の作成が義務づけられています。)



## 個別の支援計画

就学前

就学中

卒業後

乳幼児期の個別の支援計画

個別の教育支援計画

卒業後の個別の支援計画

個別の指導計画

個別の指導計画

個別の指導計画

個別の指導計画

引き継ぎ

引き継ぎ

引き継ぎ

### なぜ作成するの？

支援の必要な児童生徒の目標を長期的な視点で設定し、自立と社会参加を目指し一貫した支援を行うため作成します。



### どのように活用するの？

例えば…

- ・家庭、医療、福祉機関等と、実際にどのような支援が必要で、実施可能であるか、支援の内容を整理したり、関連づけたりする等し、役割を明確にします。
- ・在学中の教育支援の目的や内容を、就学先や進学先に伝えます。(小中学校間では、校務支援システム等を活用した引継ぎができます。)

全教職員で共通理解することが大切

切れ目ない教育支援に生かすことが大切

## 作成に当たって…

本人、保護者とともに…

保護者の同意が必要です。

家庭

教育

医療

本人

各学校が、本人又は保護者の意向を踏まえつつ、医療、福祉、保健、労働等の関係機関や民間団体と、支援に関する必要な情報を共有しながら作成します。

福祉

保健

労働

民間団体

## 必要な情報は…

- ・本人及び保護者の意向や将来の希望
- ・現在の障害の状態やこれまでの経過
- ・関係機関等における支援の状況
- ・支援内容を検討する上で把握することが適切な情報等
- ・合理的配慮を踏まえた支援内容

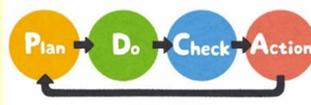
**合理的配慮**とは、障害のある幼児児童生徒が、他の幼児児童生徒と平等に教育を受けられるよう、学校の設置者及び学校が、必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、一人一人の幼児児童生徒に対し、その障害の状況に応じて必要とされるものです。

「個別の教育支援計画」について、様式（例）及び活用例等をホームページに掲載していますので、ご活用ください。

高知県では、平成25年度から、発達障害の診断のある幼児児童生徒に対し、「個別の支援計画」を「つながるノート」という名称でその普及と活用を促進しています。



## 活用に当たって…



切れ目ない支援を継続

学年はじめ

日常的に活用しながら、よりよい支援につなげましょう。

学年おわり



保護者と十分相談

校内支援会等で情報共有

関係機関等との連携

学年末懇談等で説明

「個別の教育支援計画」様式（例）等については、高知県教育委員会 特別支援教育課ホームページをご覧ください。

リンク先：<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/311001/2019030100497.html>



「つながるノート」については、高知県地域福祉部 障害福祉課ホームページをご覧ください。

リンク先：<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060301/tsunagaru.html>

